

昭和49年12月1日発行



おくしり

No. 107

発行 奥尻町役場
印刷 函館ぼうに印刷

○とじて保存しましよう

12月号
1974

=よろこびもかなしみも82年間=

暗夜の海上はるかにそがれる強烈な白色光ぼう。奥尻島北端の稲穂岬灯台は、きょうも毎15秒に1閃光の光を放ち闇の中を航行する船舶の守り神となっている。明治24年12月1日の開設というからすでに82年、この間大きく海難防止に貢献してきた。これからも末長く島びとたちと!!喜びも悲しみも!!共にしながら航海の安全を見守っていく。海難防止を祈りながら=。

最少の経費で最大の効果をめざす――

町財政のおしらせ――

昭和49年度
4~9月

◆一般会計◆

	歳 入	歳 出
予 算 額	890,613千円	890,613千円
済 額	515,984千円	447,515千円
執 行 率	57.9%	50.2%

昭和四十九年度もいよいよ十二月を迎えましたが、四十九年四月から四十九年九月三十日までの上半期分の町財政状況について、おしらせいたします。
なお、この数字は(四月(九月)収入と支出のあらましを明らかにするもので、一部の数字を除いてすべて九月三十日現在のものです。

予算執行の概況

歳 入

47,262	(25,128)	町 税
3,533	(1,260)	地 方 譲 与 税
2,552	(2,114)	自動車取得税交付金
380,590	(316,742)	地 方 交 付 税
100	(0)	交通安全対策特別交付金
89,441	(10,331)	国 庫 支 出 金
62,216	(3,049)	道 支 出 金
61,948	(28,160)	使 用 料 及 手 数 料
27,202	(4,855)	財 产 収 入
101	(100)	寄 附 金
69,419	(67,724)	繰 入 金
9,123	(9,123)	繰 越 金
56,326	(47,398)	諸 収 入
80,800	(0)	地 方 債 額
890,613	(515,984)	総 額

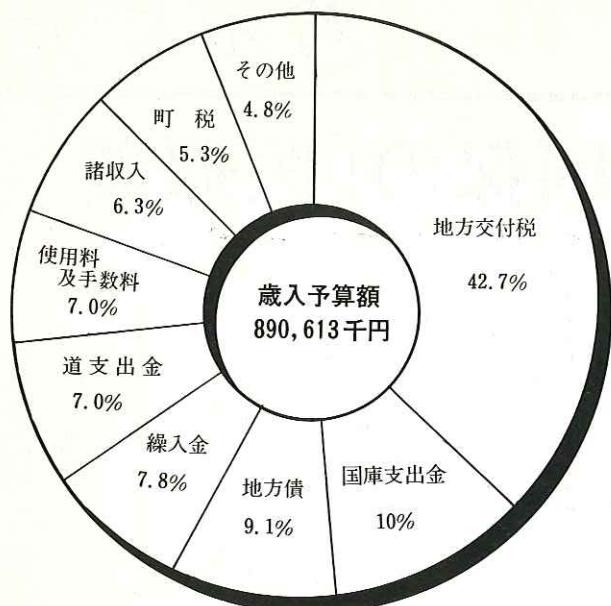
歳 出

18,826	(8,228)	議 会 費
171,542	(92,094)	總 務 費
60,976	(27,672)	民 生 費
118,156	(94,680)	衛 生 費
90,080	(25,731)	農 林 水 産 業 費
25,395	(13,835)	商 工 費
168,929	(79,824)	土 木 費
37,287	(15,843)	消 防 費
128,725	(62,760)	教 育 費
70,197	(26,848)	公 債 費
500		予 備 費
890,613	(447,515)	総 額

() 外は予算額、() 内は収入・支出済額、██████ 執行率、単位千円

(3)

歳入別分類

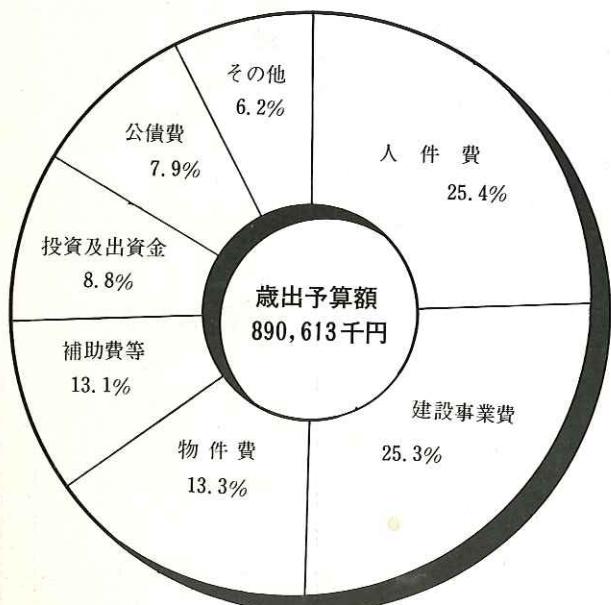


町税の収入状況

単位：千円

税の区分	調定額	収入済額	収入率
町民税	18,765	8,845	47.1%
固定資産税	15,367	9,457	61.5%
軽自動車税	1,000	839	83.9%
たばこ消費税	4,942	4,942	100.0%
電気ガス税	859	859	100.0%
木材引取税	90	13	14.4%
合計	41,023	24,955	60.8%
滞納繰越金	464	172	37.1%

歳出経費別分類



町債(借入金)目的別内訳

総額 466,131千円 (49年3月末現在)



特別会計予算執行状況

単位：千円

会計別	予算額	支出済額	執行率
簡易水道事業	14,861	7,227	48.6%
国民健康保険事業	110,625	41,308	37.3
国保病院事業	648,213	277,705	42.8
合計	773,699	326,240	42.2

町有財産の内訳

(49. 3月末現在)

項目	内容	数量/台数
土地	QPS	9,994,251m ²
建物	3D	28,946m ²
車両	トラック	29台
証券その他の権利	証券	14,447千円
山林	山	3,677,595m ²
基金・積立金	88	84,210千円

考え方

「国保の「医療費」」



国保の制度

お医者さんにかかった時、保険証を出しさえすれば、かかった医療費の三割だけを窓口で支払えばすべてことなりる、あとは国保が払ってくれる——といういわば文句なしにありがたい制度が「国民健康保険」の制度です。

なぜこのような制度がとられるようになったのでしょうか、ワケは、だれもが平等に医療の恩恵に浴し、そうすることで個人の幸福と社会の健全な発展をめざそうといふ憲法に基づく高い使命があるからにほかなりません。

この制度を維持していくためには、勤め先の健康保険に加入しないすべての人が国保に入り、その運営のいわば資金となるお金を、各個人の所得などに応じて出し合っていこう、という仕組みになっているのです。

ごく簡単に、現在とられている医療保険制度の「国民健康保険」のありかたになります。

ふえ続ける

医療費

このような制度のもとで、お医者さんに支払われる国保の支出つまり医療費は、図表に示すと

おり年々増加の一途をたどっています。

このことが、実は国保の財政を強く圧迫する要因となっているのに意をとめなければなりません。

医療費

値上げの影響

今年に入り、二月と十月に二回にわたり医療費の値上げがありました。つまり、診療報酬といって、お医者さんへの支払いが、技術を中心とした治療費や手術料、看護料、入院料、再診料、往診料などをすべてにわたって費用の基準が引き上げられたのです。

このことは、たださえも苦しむ国保の財政にさらに追いつきをかけることになったのです。

結局は、わたしたちの負担増となる

わたしたちがお医者さんにかかると、全体の診療費のうち三割を自分で負担して、残りの七割は国保が支払うのですが、その七割は、国の負担する四〇%と、わたしたちが納めている保険税を中心とした三〇%とで構成されています。

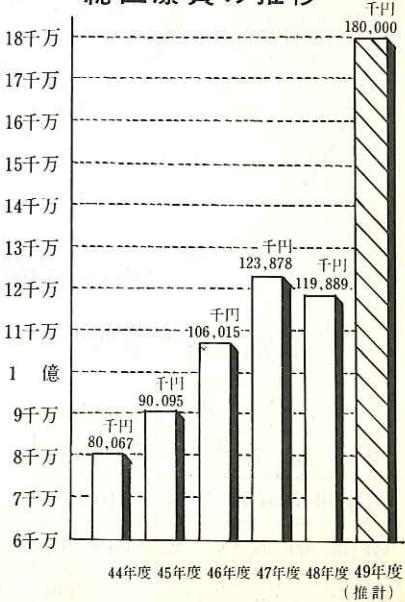
国保の支払う医療費が年々増加し、さらに診療報酬の値上げによ

保険税を納めて

から」という考え方

このように保険税を納めることによって、お医者さんにはかかるのは損だという、なかにか欲ばつた気持が働いていないかというところも考えてみる必要があります。

総医療費の推移



||健全な国保を 育てるために||

わたしたちは、いっなんどき、
どんな大病をし、大けがをするか
はまさに「神のみぞ知る」なのです。

その時、ばく大な費用がかかつて生活が困りゆうしたり、お金がないので治療を受けられないというのでは、個人の幸福も社会の豊かな発展もないのです。

「たいして病気もしないし、お医者さんとにかくることもほとんどない。一年間に納める保険税のほうがよっぽど高い」と考える人が

あれば、それはすこしがいります。

今日、医療保険のあり方は、お互に助け合うという「相互扶助」の精神を、国民全体の暗黙の了解事項としてなりたっているのです。

損得の感情や、便利さに甘えた安易なお医者さんのかかり方をしていては、国保の財政は行きづまり状態になつて不便なものとなつてしまふかも知れません。

そうならないよう、この便利な制度をいつそう发展させていかなければならぬ責任が、わたしたち被保険者にあるという意識をもつておきたいのです。

そして、より健全な財政の国保にするために、わたしたち自身のお医者さんのかかり方にムダがないか、あるいは、日常のくらしにおける健康管理に手うすなどころがないかを考えてみたいのです。

国民年金

かけてにつこり老後のくらし

ります。



金一ノ年

障害福祉年金の請求手続きは おすすめですか

障害福祉年金は、

支給がとめられることになつております。

請求手続きは、裁定請求書に医

けられない方

障害や内臓疾患など

あらゆる病気のため

日常生活を行うのに

著しい制限を受ける

程度の障害者に支給される年金で

満二〇歳から五九歳までの人で

次のいずれかに該当し、国民年金法の別表に定める障害基準にあてはまる場合には、この年金を受け

きができますので請求の手続きをしてください。

①昭和三十四年十一月一日以前に

すでに障害の状態にある方

答 国民年金の老齢年金を受ける

には、原則として六〇歳までに二

年金は、六五歳になつたからとい

て十年から二十四年に短縮され、

老齢年金を受ける資格がつくわけ

です。

このように、所定の納付期間が

あり六五歳になつた方は老齢年金

を受ける資格がつきますが、この

年金は、六五歳になつたからとい

て自動的に支払われるわけになればなりません。しかし、この制度ができた昭和三十六年当時、す

べに高齢者であった方は、この二

十五年という期間を満たすことが



ねんきん相談室

第一回国民年金 納付組織代表者会議 開らかる!!

国民年金の保険料納付組織が町

内には現在十七団体がありますが、

去る十一月十四日第一回の組織代

表者会議が各組織より三十六名が

出席して役場会議室で開かれま

した。

会議は午前十時三十分より行なわれ、すでに改正になつた年金額の説明や、昭和五十年一月一日より改正になる保険料（一、二〇〇円に改正）の説明などが主な議題でした。

やヶガによって障害者となつた方で、初めて医師に診察してもらつた日が昭和三十六年四月一日前であるか、二〇歳前の疾病である方③国民年金の加入後に病気やケガによつて障害者となつた方で、保険料の滞納期間はないが加入期間別措置が講じられています。つまり送付され、三月・六月・九月及び十一月の支払月に前三ヶ月分の年金が受取れる仕組みになつてお

年金額が2.2倍に!!

改正される農業者年金

農業者の皆さん／年金制度が改正されるのをご存知ですか。

(1) 新しい年金額

年金額が二・二倍に引き上げられます。この結果貢える年金額はどれくらいになるかたとえば經營移譲年金についてみると

年金額は毎月一万七千六百円年額で二十一万一千円。

(注) 金額は月額です。
年額で四十二万一千円となります。

(口) 保険料を二十年納めて貢える人の年金額は毎月三万五千二百円、

年金額が二・二倍に引き上げら

れます。この結果貢える年金額はどれくらいになるかたとえば經營

移譲年金についてみると

年金額は毎月一万七千六百円年額で二十一万一千円。

(注) 金額は月額です。
年額で四十二万一千円となります。

(口) 保険料を二十年納めて貢える人の年金額は毎月三万五千二百円、

年金額が二・二倍に引き上げら

れます。この結果貢える年金額は

どれくらいになるかたとえば經營

移譲年金についてみると

年金額は毎月一万七千六百円年額で二十一万一千円。

(2) 年金額の物価スライド制の導入
将来の物価の変動に応じて年金額が自動的に改正されることになりました。昭和四十九年度の消費者物価指数を基準にして今後一年間または継続する一年間以上の間に5%を超えて変動した場合にその変動率を基準にして改定されるとになっていますこの結果インフレによる年金額の実質的価値の減少が防止されることになったわけです。

(3) 新しい保険料

保険料も改正され月額千六百五十円になりました。なお国からこれに上りせて保険料の七分の三に相当する額が補助されます。

(4) 出稼ぎ期間を年金受給資格期間に通算。

今回の改正で出稼ぎ期間が年金受給資格期間に通算されることになり今までの出稼ぎ者に対する不利が是正されました。

(5) 離農給付金支給制度の改正
(1) 給付金の額が二・二倍に引き上げられます。この結果高令のため年金に加入できない人が離農した場合の給付金の額は三十五万円が

引け上がりすることになりました。
(口) 今までは、他の農家に農地を売った場合も支給の対象にされたことになりました。
他の農家に農地を貸し付けて離農した場合も支給の対象にされたことになりました。

(口) 給付金が租税(所得税住民税)

の対象から除外されることになりました。

(6) その他の改正点

(1) 一時金(脱退および死亡一時金)
の額も年金に準じて引き上げられます。

(2) 保険料の納付方法について一年に一回に支払う前納割引の道も開かれました。

(3) すでに二年間の時効が完成し保険料を納められない人や加入できなくなつた人を救済する措置がとられることになりました。

(4) 以上の改正は、昭和五十年一月一日から実施されます。

以上の改正は、昭和五十年一月一日から実施されます。

年金給付が始まるのも、もうまもなくですから、まだ加入していない方々は、今すぐ加入手続きをおすすめします。あなたのゆかたかな老後のために!!

加入の手続きは農業委員会または農業協同組合で行っています。

農業委員会委員会を申請してください!!

例年一月一日現在で農業委員会と町選舉管理委員会では、農業委員会選舉人名簿の登載申請事務を進めています。申請について

は、あらかじめ農業委員会から該當すると思われる農家に申請用紙

を配布していますので必要事項を記載し取りまとめてある調査員に渡せばそれで手続きができます。

また申請用紙をもらっていない人でも資格があると思われる人は早めに手続きをすませてください。

(口) 中請期限は昭和五十年一月十日までとなっています。

なお名簿登載の資格条件は、次のとおりです。

(口) 奥尻町農業委員会の区域内に住所を有する左に掲げる者で、年令二十才以上のは、農業委員会の選舉による委員の選舉権及び被選舉権を有する。

(口) 北海道にあっては、三十アール以上の農地につき耕作の業務を営む者

(口) 耕作の業務を営む者の同居の家族又はその配偶者(その耕作に從事する日数が省令で定める日数に達しないと農業委員会が認めた者を除く)

(口) 年令は選舉権については選舉人名簿確定の期日、被選舉権については選舉の期日により算定する。

又不明の点がございましたら、農業委員会事務局におたずねください。

第26回人権週間 のおしらせ(12月4日～12月10日)

重点目標 「親子と人権」—親と子の思いやりの心から—

法務局・支局・人権擁護委員の自宅では相談にあたっております。

ねたきり老人などの 介護者に手当を!

介護者に手当を!

在宅のねたきり老人や心身障害者を長期にわたって、手厚い介護をされている方々の労苦をねぎらうために、介護者に月額額一〇〇〇円の手当を支給するものです。

この制度は本年度から道費事業として実施しているもので、次のような方が支給の対象となりますので、介護されている方は役場町福社係にお申出ください。

(5) 排尿便の始末が不十分で介護が必要である方。

(6) 介護がなければ着脱ができない方。なお詳しいことについては役場福祉係にご相談下さい。

年末調整のための諸申告は早めに給与の支払者に提出を!!

(使用者) 給与所得者の所得税

65才以上のねたきり老人及び65才未満の重度心身障害者で六ヶ月以上日常生活の介護を受けている方の介護者に対し月一〇〇〇円を支給するものです。

一方とは

(1) 一人で食事がとれないため、常時介護者のお世話になり食事をしている方。

(2) 一人で入浴できないため、常時介護者のおせわで入浴している方。

(3) 歩行が困難であり便所へ行くのに介護が必要である方。

(4) 常時おむつ又は便器を使用している方。



一、今年中に扶養親族等に異動があったときは、そのつど給与の支給者に申告することになっていますが、まだ申告をしていない人は、すぐ給与の支払者に申告して下さい。

二、社会保険料・生命保険料・損害保険料等の控除を受けようとする人は、年末調整を行なうときまでに給与の支払者まで申告して下さい。

三、住宅取得控除を受けるためこれまでに確定申告書を提出していた人は、税務署より住宅取得控除証明書を受け、給与の支払者に提出して下さい。

なお、開拓地については、農地法第七十三条の規定による農林大臣の許可を受けなければなりません。

(2) 違反転用者に対する処分。

農地法第四条・第五条・第七十三条等の許可を受けないで転用したり、許可の条件に違反したときは原状回復をさせられたり許可を取り消されたりします。

(3) 罰則も適用されます。

農地法第四条・第五条・第七十三条の規定に違反したときは十万円以下での罰金に処せられます。

また農地等であるかどうかの判断については農業委員会に相談して下さい。

青苗漁港拡張工事に伴い港灯の新設を希望しておりますが本年度において建設されることに決りました。点灯されている新港灯は青苗港北防波堤の港口側先端で光質は赤です。本港を利用される漁船及び船舶は充分注意して下さい。

なお現在まで点灯しております十一月十日から点灯されてしまいます。点灯されている新港灯は青苗港北防波堤の港口側先端で光質は赤です。本港を利用される漁船及び船舶は充分注意して下さい。

となり、以降無許可で転用しても無効となります。

① 農地等の転用には制限があります。

農地の所有権者はまたは、他の権利者がその農地について、植林転用する場合は、知事または、農林大臣の許可(農地法第四条)を受けなければなりません。また第

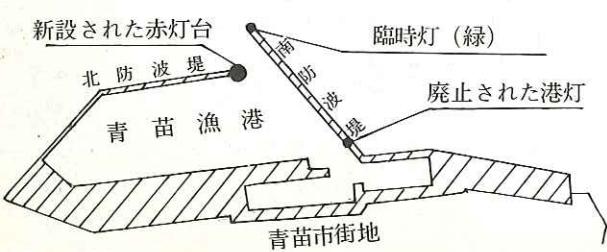
植林転用するときは

来春植林する農家のみなさん、農地を植林転用する場合は、農地法の許可を受けなければ違法行為

農地法の規定による許可申請については早めに提出して下さい。

申請手続きなどくわしいことは、農業委員会事務局TEL奥尻四一

青苗港
「新灯台」完成



町民の広場



町の人口・世帯

(49・10・31現在)

男 · 三、〇五二人
女 · 三、〇〇六人
計 · 六、〇五八人
世帯 · 六八二世帯

季節の話題

十二月がきました。

朝晩の冷えこみが強くなり、寒さは日一日とびしくなってきました。ことしもいよいよ最後の月、くらしの上での年度末です。

新しいカレンダー

残り少ない日をかぞえながら、ことしの異常な物価高の中で、どれだけ向上カーブを示したか。静かに考える心の余裕はもちたいものです。そして新しいカレンダーを見ながら、昭和五十年が私たちにとってどういう年になるか、心を澄まして新年を迎えましょう。



水槽付ポンプ車

水槽付消防ポンプ車など 奥尻支署の機能強化

今年四月よりスタートした桧山広域消防組合奥尻支署は、機能整備を図るため第七分団(神威町)に小型動力ポンプ付積載車、第一分団(稻穂)に防火水槽、奥尻支署に無線施設がそれぞれ整備されました。このほど水槽付消防ポンプ車(七百五十五万円)が奥尻支署に導入されたものです。

このポンプ車は二千リットルの水槽が装備されている三菱ふそう大型シャシーに森田式ポンプを装備した近代的なポンプ車で、川、消火栓などからも放水することができます。また火災現場の状況に応じた走行放水も行なうことが出来るもので、これら施設整備に大きな期待が寄せられています。

ご厚意ありがとうございます

病気で函館の病院に入院し療養しておりました(字稻穂)大谷利子さんと、奥尻国保病院に入院療養しておりました(字赤石)坪谷カツさんが全快され、このほど全快祝として金一封を

奥尻町社会福祉協議会に寄付さ

れました。

協議会では、この寄付金を福祉活動の一助に有意義に使用させます。

おめでとう

なまえ父住所

木元周一郎康夫(奥尻)

安達寛昭夫(奥尻)

小松しおり清美(松江)

工藤純一政孝青苗

大村美智代勝(青苗)

三浦加代子藤次郎(青苗)

坪谷裕子正則(青苗)

北山房雄一松平和子(奥尻)

木村清美一井口和子(奥尻)

新谷政美一鈴木恵久子(宮津)

阿部登志郎(青苗)

「中小企業の皆さん

「年末金融」をご利用下さい!!

※申込受付期間
昭和49年12月25日迄

なお詳しくは役場企業管理課又は商工会におたづね下さい。

昭和49年12月25日迄

申込受付期間

町史を無料で
頒布しております

町史を希望する者(遊興娯楽などの業者は除く)道内に事業所を有する中小企業者(遊興娯楽などの業者は除く)

※融資条件

○運転資金に限ります。○一企業者五〇〇万円以内、特認の場合七〇〇万円。○融資期間は一ヵ年以内、利率は各取扱金融機関の利率。

冊数に限りがありますので希望者は早めに申し込み下さい。

尚一人一冊に限りますので了承下さい。

申込み 役場企画室

※取扱金融機関
北海道拓殖銀行・北海道銀行・
北海相互銀行・北海道相互銀行
各信用金庫・各信用組合。

「いつまでも

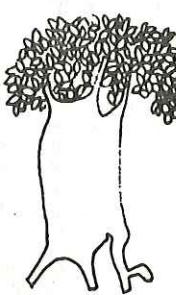
おしゃわせに
おしゃわせに

もうしあげます!!

中田きゑ(奥尻)
小黒ハル(松江)
阿部登志郎(青苗)

声

町政に対するご意見ご
要望をおよせください
企画室



よろこび
がなしみ